４輸国第５５９１号
関税割当公表第82号

令和５年度の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）＜注１＞の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和５年３月10日

農　林　水　産　省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品　　落花生（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１第1202.30号、第1202.41号及び第1202.42号に規定するもの）

(1) 一般枠

ア　バージニア・タイプ＜注２＞

イ　非バージニア・タイプ＜注２＞

(2) 沖縄枠

落花生

２　割当数量＜注３＞　　別途公表

３　通関期限　　令和６年３月31日

第２　関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

１　一般枠 農林水産省農産局穀物課

２　沖縄枠 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第３　関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

ただし、第１の１の(2)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第４　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和５年４月３日（月）から同年４月11日（火）まで

２　提出時間　　直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後２時から午後４時までとする。

第５　関税割当申請者の資格

落花生の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、当該物品について自ら輸入（＜注４＞に定義するものをいう。以下同じ。）しようとする者で、それぞれの種類ごとに次のいずれかに該当する者

１　一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア　次の全ての条件を満たす者であって、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が適当と認める者

(ｱ) 令和４年度の落花生の関税割当てについて（令和４年４月１日付け３国際第5003号関税割当公表第81号の２。以下「令和４年度関税割当公表」という。）に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者

（バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人のバージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が、他の法人と合併した場合又は他の法人に分割された場合は、当該合併後又は分割後にバージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が属する法人が輸入通関実績を有

するものとみなす。）

(ｲ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

イ　次の全ての条件を満たすア以外の者であって、農産局長が適当と認める者

(ｱ) 申請年の前年以前２か年の各年に1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(ｲ) 申請年の前年以前２か年の各年に200トン以上の落花生の国内販売実績＜注５＞を有する者

(ｳ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

(2) 非バージニア・タイプ

ア　次の全ての条件を満たす者であって、農産局長が適当と認める者

(ｱ) 令和４年度関税割当公表に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者（非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人の非バージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が、他の法人と合併した場合又は他の法人に分割された場合は、当該合併後又は分割後に非バージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が属する法人が輸入通関実績を有するものとみなす。）

(ｲ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者であって、農産局長が適当と認める者

イ　次の全ての条件を満たすア以外の者であって、農産局長が適当と認める者

(ｱ) 申請年の前年以前２か年の各年に1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(ｲ) 申請年の前年以前２か年の各年に200トン以上の落花生の国内販

売実績＜注５＞を有する者

(ｳ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

２　沖縄枠

(1) 令和４年度関税割当公表に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者であって、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げするものに限る。）し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

(2) (1)以外の者であって、申請年の前年以前２か年の各年に100万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有し、かつ、落花生を自ら輸入（沖縄県内に陸揚げするものに限る。）すること及び沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

第６　関税割当申請書等の提出方法

以下の１から３までのいずれかの方法により提出することができる。

１　農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

２　書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第２の受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第４の１の各提出期間内に当省必着とする。

（宛先）

【一般枠】

〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局穀物課　豆類担当者宛

【沖縄枠】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 関税割当担当者

３　電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

（宛先）

【一般枠】

beans@maff.go.jp

【沖縄枠】

kanwari_oki_n.h7t@ogb.cao.go.jp

第７　提出書類

１　関税割当申請書（省令別記様式第１）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

２　第５の１の(1)のイ、第５の１の(2)のイ及び第５の２の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表（別記様式１）及び落花生の販売実績・計画書（別記様式２）

ただし、資本の額が1,000万円以上の法人（第５の２の(2)に該当する者を除く。）は、輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

３　落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類（別記様式３）

ただし、第５の１の(1)のア、第５の１の(2)のア及び第５の２の(1)に該当する者は、これまでの関税割当申請書に添付した、落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類の記載に変更がない場合は添付を省略することができる。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第１の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（２以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第２の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

第８　割当基準

1　一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア　第５の１の(1)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第１の２の割当数量（別途公表）からイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づくバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第５の１の(1)のアに該当する者のうち、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績がない者であって、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で１申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

イ　第５の１の(1)のイに該当する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で１申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が240トンを超えた場合は、第４の１の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

(2) 非バージニア・タイプ

ア　第５の１の(2)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第１の２の割当数量（別途公表）からイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第５の１の(2)のアに該当する者のうち、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績がない者であって、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で１申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割

り当てる。

イ　第５の１の(2)のイに該当する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で１申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が480トンを超えた場合は、第４の１の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

２　沖縄枠

(1) 第５の２の(1)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第１の２の割当数量（別途公表）から(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

(2) 第５の２の(2)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、落花生の販売実績・計画等を勘案して割り当てる。

第９　関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

１　申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

２　申請者が本公表の定めに違反したとき。

３　申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

第10　報告

１　割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関実績報告書及び輸入・販売実績報告書（別記様式４）１通を、一般枠にあっては農産局長に、沖縄枠にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖

縄総合事務局長」という。）に提出しなければならない。

2　割当てを受けた者は、輸入の事実を証する書類（輸入契約書、外貨送金依頼書、輸入許可通知書、船荷証券、仕入書等）及び国内販売の事実を証する書類（販売契約書、領収書、納品書等）を３年間保管しなければならない。

3　農産局長は、この関税割当てに基づいて輸入した貨物について、必要に応じてその輸入状況、販売状況等の調査を行う。

4　割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11　その他

1　書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ１通とする。

2　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年６月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

3　関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。

4　関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当残存数量の全部を返納する

場合は「関税割当数量の返納について」（別記様式５）を、関税割当残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第１）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5　農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

6　沖縄枠により輸入される貨物は、沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けなければならない。

7　沖縄総合事務局長は、第５の２に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農産局長に提出することができる。

8　有効期限内の関税割当証明書の名義変更を希望する場合は、別紙の規定に従うものとする。

9　割当てを受けた者は、この関税割当てに基づいて輸入した貨物について、売り惜しみや不当な価格引上げを行ってはならない。

10　落花生に係る関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号）別表で定める数量と第１の２の割当数量（別途公表）との差（令和５年度の割当て以降、令和５年８月 31 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第２次公表）する。

第12　関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1　農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2　本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容

の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、１に掲げる公表のための内容を除く。

＜注１＞　本公表において「落花生」とは、注釈がない限り、生落花生をいう。

＜注２＞　落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類（バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等）に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。

＜注３＞　本公表による関税割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

＜注４＞　「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の１及び２の場合については自ら輸入とみなす。

１　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者の資格を有すると認められるものに限る。）に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、農産局長に事前に報告のあったもの。

２　実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、農産局長に事前に報告のあったもの。

これらの報告は、１の場合にあっては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書（別記様式６）に、２の場合にあっては「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書（別記様式７）により輸入申告までに行うものとする。

＜注５＞　落花生の国内販売実績には、生落花生を購入し、自ら製造した加工品

を販売した数量（原料ベース）を含めることができる。

＜注６＞　別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html）

（別紙）

関税割当証明書の名義変更について

有効期間内の発給を受けた関税割当証明書の名義変更を希望する場合は、以下の規定に従うものとする。

１　認可要件

関税割当証明書の名義変更については、以下に掲げる場合にこれを認めるものとする。

(1) 法人の名義変更（合併又は分割に係るものを除く。）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他の名称の変更

(3) 合併による法人の名義変更

(4) 分割による法人の名義変更

２　提出書類

名義変更を希望する場合は、記載要領の５に従い、関税割当申請書（省令別記様式第１）及び再交付理由書に以下の書類を添付し、関税割当申請書を提出した受付窓口に提出するものとする。

(1) 法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本１通（申請日前１か月以内に交付されたもの）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称の変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　名義変更を証する書類１通（取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し等）。なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合には、次の書類

(ｱ)「個人事業の（開）廃業等届出書」の控えの原本１通　※控えの原本は、受付確認後返却する。

(ｲ) 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本１通（申請日前１か月以内に交付されたもの）

(3) 合併による法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面）の写し１通

ウ　合併契約書の写し１通

エ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書等））の原本各１通（合併当事者全てのもので、申請日前１か月以内に交付されたもの）

オ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第15条第２項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合、その写し１通

カ　合併の当事者のいずれかに、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書の写し１通

(4) 分割による法人の名義変更の場合

ア　名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各１通（ＮＡＣＣＳシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ　会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面）の写し１通

ウ　新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し１通

エ　分割会社及び新設分割設立会社若しくは分割承継会社の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本各１通（当事者全てのもので、申請日前１か月以内に交付されたもの）